

厚生労働省神奈川労働局発表  
令和元年6月27日

担 当	神奈川労働局労働基準部
	監督課長 細貝 浩之
	主任監察官 呷崎 雅夫
	電話 045-211-7351

## 建設業関係労働時間削減推進協議会(仮称)を初開催します ～業界団体、国、県、政令市等が参集して県内建設業の働き方改革を支援～

神奈川労働局(局長 荻原俊輔)は、神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会(仮称)(※)を設置します。協議会には神奈川県内の建設業関係団体、建設工事を発注する企業、関係行政機関等が参画し、建設業の労働時間の削減を促進する方策等を協議、情報共有を図ります。神奈川労働局では、引き続き、建設業の働き方改革への自主的な取組を促進し、支援を行います。

※ 全国でも同様の取組を行っており、神奈川県では今回が初めての開催です。

### 第1回神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会(仮称)

- 1 開催日時：令和元年7月4日(木) 15:00～16:30
- 2 開催場所：横浜第二合同庁舎1階共用第1会議室 (横浜市中区北仲通5-57)
- 3 構成員：別紙のとおり
- 4 協議内容
  - (1) 国、県、政令市、関係団体による建設業における働き方改革に関する取組状況について
  - (2) 労働基準監督署が実施する建設業に対する説明会の内容について
  - (3) 今後の進め方について

建設業については、改正労働基準法による時間外労働の上限規制(※)の適用が令和6年3月31日まで猶予されています。協議会において、猶予期間中における神奈川県内の建設業における取組内容等について御協議いただき、この協議に基づき、各労働基準監督署管内において説明会を開催する等の取組を実施します。

(※) 時間外労働については、原則として月45時間、年360時間とし、労使が合意する場合でも、月100時間、複数月平均80時間、年720時間を超えてはならないという上限規制が平成31年4月(中小企業は令和2年4月)から適用されています。

会議は公開とします。傍聴を希望される方は、事前に神奈川労働局労働基準部監督課担当あて御連絡をお願いします。カメラ撮りは会議の冒頭(議事開始前まで)とさせていただきます。

取材申込書  
(FAX送信票)

令和元年 月 日  
(取材申込日)

神奈川県労働局 労働基準部  
監督課 御中

令和元年7月4日に実施される第1回神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会(仮称)について、下記のとおり取材申込を行います。

記

会社・支店(支局)名	
参加記者職氏名	
連絡先電話番号	

※ 準備等の都合がございますので、7月2日(火)までに御連絡をお願いいたします。

(FAX送信先)  
神奈川県労働局労働基準部監督課  
FAX 045-211-7360

(電話 045-211-7351)

別紙

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第1課  
防衛省 南関東防衛局 調達部調達計画課  
神奈川県県土整備局事業管理部建設業課  
事業管理部技術管理課  
事業管理部経理課  
神奈川県住宅供給公社  
神奈川県内広域水道企業団  
横浜市経済局市民経済労働部雇用労働課  
財政局公共施設・事業調整課  
川崎市まちづくり局総務部庶務課  
建設緑政局総務部技術監理課  
相模原市都市建設局技術監理課  
一般社団法人神奈川県経営者協会  
一般社団法人神奈川県建設業協会  
一般社団法人横浜建設業協会  
一般社団法人川崎建設業協会  
一般社団法人相模原市建設業協会  
相模原市津久井地区建設業連絡協議会  
建設業労働災害防止協会神奈川支部  
東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所  
中日本高速道路株式会社 東京支社  
首都高速道路株式会社 神奈川建設局  
独立行政法人都市再生機構 東日本第3工事事務所  
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社  
東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所  
東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社  
東京ガス株式会社 神奈川導管ネットワークセンター  
東日本電信電話株式会社 神奈川事業部 設備部  
神奈川労働局労働基準部監督課（事務局）